

柏市上下水道局建設工事フレックス工期契約制度
試行実施要領

令和 6 年 7 月 2 日 制定

（目的）

第 1 条 この要領は，柏市上下水道局が発注する建設工事の請負契約において，受注者が一定の期間の範囲（余裕期間）内で工事着手日を選択できる契約方式（以下，「フレックス工期契約制度」という。）の取扱いに関し，必要な事項を定めるものとする。

（フレックス工期契約制度）

第 2 条 フレックス工期契約制度は，次の各号に掲げる事項の全てを適用するものでなければならない。

- （１）契約締結後，受注者が一定期間の範囲（余裕期間）内で工事着手日を決定できること。
- （２）契約締結日から工事着手日の前日までの間は，建設業法（昭和 24 年 5 月 24 日法律第 100 号）第 26 条に基づく主任技術者，監理技術者又は特例監理技術者の設置を求めないこと。
- （３）契約締結日から工事着手日の前日までの間は，建設工事請負契約書第 11 条に基づく現場代理人の設置を求めないこと。
- （４）工事着手日の前日までの間は，工事の施工（現場事務所等の設置，資機材等の発注及び工場製作等を含む）を行わせないこと。

（対象工事）

第 3 条 柏市上下水道局が発注する水道施設工事（以下，「工事」という。）であって，早期に発注し契約を締結することが可能であり，かつ，受注者の技術者及び施工体制の計画的な確保に寄与することが期待できるものを対象とする。

（フレックス工期契約制度適用の明記）

第 4 条 フレックス工期契約制度による工事を発注しようとする

きは、特記仕様書に次の各号に掲げる事項を明記しなければならない。

- (1) フレックス工期契約制度を適用する工事であること。
- (2) 工事着手期限日
- (3) 工期の終期日（建設工事請負契約書に記載する工期の最終日）
- (4) 留意事項

2 前項第4号の留意事項において、フレックス工期契約制度に関する次の事項を教示するものとする。

- (1) 受注者は、工事着手日を明らかにするため、契約締結後7日以内に工事着手日通知書（第1号様式）を発注者に届け出なければならない。
- (2) 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第26条に基づく主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者の設置を要しない。
- (3) 契約締結日から工事着手日の前日までの間は、建設工事請負契約書第11条に基づく現場代理人の設置を要しない。
- (4) 工事着手日の前日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、資機材等の発注及び工場製作等を含む。）を行ってはならない。
- (5) 前払金は、工事着手日以後に請求することができる。

（工事着手期限日及び適正工期の確保）

第5条 工事着手期限日は、契約締結予定日から90日を超えない期間内において定めるものとする。

2 工事着手期限日を定めるときは、工事着手期限日から工期の終期日までの期間をもって適正工期が確保されるよう考慮するものとする。

附 則

1 この要領は、令和6年7月16日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条）

工事着手日通知書
(フレックス工期契約制度適用工事)

年 月 日

柏市上下水道事業管理者 様

住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工事着手日を定めましたので通知します。

1 工 事 名	
2 工 事 場 所	
3 契約年月日	年 月 日
4 工 期	自 年 月 日から 至 年 月 日まで
5 工事着手期限	年 月 日
6 工事着手日	年 月 日